

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 訓 令
  - 東京都電子情報処理規程の一部改正……………一
  - ……………（総務局情報通信企画部企画課）……………一
  - 平成二十八年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の受付期間・受付場所等……………（総務局総合防災部防災対策課）……………一
  - 特定計量器定期検査の実施（四件）……………三
  - ……………（生活文化局計量検定所検査課）……………三
  - 知事指定薬物の指定の失効……………四
  - ……………（福祉保健局健康安全部業務課）……………四
  - 訓 令（教）……………四
  - 東京都教育委員会電子情報処理規程の一部改正……………五
  - 訓 令（選）……………五
  - 東京都選挙管理委員会電子情報処理規程の一部改正……………五
  - 正……………五
  - 訓 令（人）……………六
  - 東京都人事委員会電子情報処理規程の一部改正……………六
  - 訓 令（監）……………六
  - 東京都監査委員電子情報処理規程の一部改正……………六
  - 規 程（交）……………六

○東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………七

### 規 程（下水）

○東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………七

### 公 告

○当せん金付証券の発売委託……………（財務局主計部公債課）……………七

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………

……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………二

### 雑 報

○東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程……………（東京都職員共済組合）……………二

○当せん金付証券の発売委託……………（全国自治宝くじ事務協議会）……………三

## 訓 令

### ○東京都訓令第六十八号

支 庁 中 一 般  
事 業 所 庁 般  
取 用 委 員 会 事 務 局  
勞 働 委 員 会 事 務 局

東京都電子情報処理規程（平成三年東京都訓令第二百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

第二条第五号中「情報処理システム」の下に「及び情報通信技術」を加え、同条第六号中「電子情報を処理する」

を「電子情報処理を行う」に改め、同条中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 情報通信技術 電子情報処理及び電子情報の通信を行うための技術又はサービスをいう。

第七条の次に次の二条を加える。

（情報企画指導主任の設置）

第七条の二 部に情報企画指導主任を置く。ただし、局長が情報企画指導主任を置く必要がないと認める部については、この限りでない。

2 情報企画指導主任は、局長が任免する。

（情報企画指導主任の職務）

第七条の三 情報企画指導主任は、その所属する部における次の事項を取り扱う。

一 事業の企画及び実施における情報通信技術の利活用促進に関すること。

二 前号に定めるもののほか、情報通信技術の利活用に関し必要なこと。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### ○東京都告示第千二百一十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四号、第百十七号及び第百十八号の規定に基づき、平成二十八年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等を次のとおり告示する。

平成二十八年七月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 募集種目

(一) 自衛官候補生(男子及び女子)

(二) 一般曹候補生(男子及び女子)

※ 入隊と同時に二等陸士、二等海士又は二等空士として採用される。

(三) 航空学生(男子及び女子)

※ 入隊と同時に二等空士として採用される。

二 応募資格

(一) 自衛官候補生及び一般曹候補生

十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

(二) 航空学生

高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)

で二十一歳未満の日本国籍を有する者

三 受付期間

(一) 自衛官候補生

ア 男子

(ア) 平成二十八年八月二十七日(土曜日)から同月二十九日(月曜日)までに実施する試験は、平成二十八年七月一日(金曜日)から同月二十三日(土曜日)まで

(イ) 平成二十八年九月十日(土曜日)から同月十二日(月曜日)までに実施する試験は、平成二十八年七月一日(金曜日)から同年九月六日(火曜日)まで

(ウ) 平成二十八年九月十八日(日曜日)、同月十九日(月曜日)及び同月二十三日(金曜日)に実施する試験は、平成二十八年七月一日(金曜日)から同年九月八日(木曜日)まで

(エ) 平成二十八年十月十五日(土曜日)に実施する試験は、平成二十八年七月一日(金曜日)から同年十月五日(水曜日)まで

イ 女子

平成二十八年七月一日(金曜日)から同年九月八日(木曜日)まで

一般曹候補生

平成二十八年七月一日(金曜日)から同年九月八日(木曜日)まで

日(月曜日)及び同月二十三日(金曜日)に実施する試験は、平成二十八年七月一日(金曜日)から同年九月十二日(月曜日)まで

(エ) 平成二十八年十月十五日(土曜日)に実施する試験は、平成二十八年七月一日(金曜日)から同年十月五日(水曜日)まで

イ 女子

平成二十八年七月一日(金曜日)から同年九月八日(木曜日)まで

一般曹候補生

平成二十八年七月一日(金曜日)から同年九月八日(木曜日)まで

航空学生

平成二十八年七月一日(金曜日)から同年九月八日(木曜日)まで

試験期日

(一) 自衛官候補生

ア 平成二十八年八月二十七日(土曜日)(男子)

イ 同月二十八日(日曜日)(男子)

ウ 同月二十九日(月曜日)(男子)

エ 同年九月十日(土曜日)(男子)

オ 同月十一日(日曜日)(男子)

カ 同月十二日(月曜日)(男子)

キ 同月十八日(日曜日)(男子)

ク 同月十九日(月曜日)(男子)

ケ 同月二十三日(金曜日)(男子)

コ 同月二十四日(土曜日)(女子)

サ 同月二十五日(日曜日)(女子)

シ 同年十月十五日(土曜日)(男子)

(二) 一般曹候補生

ア 一次試験

平成二十八年九月十六日(金曜日)又は同月十七日(土曜日)

イ 二次試験

平成二十八年十月八日(土曜日)から同月十二日(水曜日)までのうちの一

(三) 航空学生

ア 一次試験

平成二十八年九月二十二日(木曜日)

イ 二次試験

平成二十八年十月十五日(土曜日)から同月二十日(木曜日)まで

ウ 三次試験

平成二十八年十一月十二日(土曜日)から同年十二月十五日(木曜日)まで

試験場

東京都に所在する自衛隊施設等で実施

受付場所

別表の出張所等又は区市役所若しくは町村役場

受付時間

(一) 別表の出張所等

ア 平日の午前九時から午後六時まで

イ 休日の午前十時から午後六時まで

(二) 区市役所又は町村役場

区市役所又は町村役場の所轄課の執務時間内

別表

出張所等の名称	位 置	電話番号
自衛隊東京地方協 力本部募集課	新宿区新宿六丁目 二十七番三十号 新宿イーストサイ ドスクエア五階	〇三(三二六〇) 〇五四三
自衛隊東京地方協 力本部港出張所	港区西新橋一丁目 六番十三号 柏屋 ビル四階	〇三(三五九一) 五一〇一
自衛隊東京地方協 力本部大田出張所	大田区西蒲田七丁 目一番六号 谷口 ビル三階	〇三(三七三六) 四二七一
自衛隊東京地方協 力本部世田谷募集 案内所	世田谷区太子堂二 丁目十二番二号 T i o n e世田谷 ビル三階	〇三(三四一一) 六〇三九
自衛隊東京地方協 力本部代々木募集 案内所	渋谷区代々木一丁 目四十一番九号 D M K代々木ビル 二階	〇三(三三七四) 二二〇三
自衛隊東京地方協 力本部五反田募集 案内所	品川区東五反田四 丁目十番十二号 共進ビル二階	〇三(三四四五) 七七四七
自衛隊東京地方協 力本部豊島出張所	豊島区西池袋一丁 目十八番一号 五 光ビル五階	〇三(三九八二) 七〇七五
自衛隊東京地方協 力本部北地域事務 所	北区赤羽西一丁目 三十七番二号 ジ エラル五階	〇三(三九〇〇) 八四一一
自衛隊東京地方協 力本部練馬地域事 務所	練馬区豊玉北六丁 目三番三号 第八 平和ビル四〇三	〇三(三九九一) 八九二一
自衛隊東京地方協 力本部高円寺募集 案内所	杉並区高円寺南四 丁目二十七番十号 佐野ビル六階	〇三(三三一八) 〇八一八
自衛隊東京地方協	江東区亀戸一丁目	〇三(三六八五)
力本部江東出張所	八幡九号 岩上ビ ル二階	二〇〇二
自衛隊東京地方協 力本部台東出張所	台東区東上野三丁 目十七番八号 大 野屋ビル二階	〇三(三八三一) 三五五五
自衛隊東京地方協 力本部足立地域事 務所	足立区千住中居町 三十三番三号 大 橋ビル一階	〇三(三八八二) 八八三一
自衛隊東京地方協 力本部新小岩募集 案内所	葛飾区東新小岩一 丁目三番四号 塚 原ビル三階	〇三(三六九六) 三五三七
自衛隊東京地方協 力本部立川出張所	立川市緑町四番二 号 立川地方合同 庁舎二階	〇四二(五二四) 〇五三八
自衛隊東京地方協 力本部西東京地域 事務所	西東京市田無町四 丁目二十八番十三 号 おんべビル五 階	〇四二(四六三) 一九八一
自衛隊東京地方協 力本部八王子地域 事務所	八王子市東町一番 六号 橋完L Kビ ル三階	〇四二(六四五) 八〇五〇
自衛隊東京地方協 力本部町田募集案 内所	町田市原町田五丁 目九番十五号 永 和ビル二階	〇四二(七二三) 一一八六
自衛隊東京地方協 力本部福生募集案 内所	福生市本町百四十 二番地 マサビル B館二階	〇四二(五五一) 四七二五
自衛隊東京地方協 力本部国分寺募集 案内所	国分寺市南町三丁 目十一番十八号 サンスクエアビル 一階	〇四二(三二四) 一〇一〇
自衛隊東京地方協 力本部府中分駐所	府中市浅間町一丁 目五番地五 府中 基地内	〇四二(三六五) 五〇一一

●東京都告示第千二百二号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び  
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年  
通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、  
特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとお  
り実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示  
する。

平成二十八年七月一日  
東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 小平市  
非自動はかりであつて、ひょう量が二百五  
十キログラム以下のもの(分銅及びおもり  
を含む。以下「検査対象物」という。)  
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを  
超える非自動はかりを併せて使用する事業  
所の検査対象物を除く。
- 二 検査期日 平成二十八年八月五日から同年九月六日ま  
で(東京都の休日に関する条例(平成元年  
東京都条例第十号)に定める休日を除  
く。)
- 三 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の  
所在の場所において、東京都計量検  
定所及び指定定期検査機関が検査を実施  
する。  
(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区  
新砂三丁目三番四十一号)において、  
午前九時から午後四時三十分まで検査  
を実施する。
- 四 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
の名称

●東京都告示第千二百三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年七月一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 清瀬市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十八年八月一日から同月十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千二百四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年七月一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 武蔵野市、小平市及び西東京市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十八年八月一日から同月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千二百五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年七月一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 練馬区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トン

を超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 平成二十八年八月一日から同月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千二百六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年七月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 一 (三・四)ジメトキシフェニル 一 二

一 (メチルアミノ)プロパン 一 一 オン(通称名三・四-Dimethoxyamphetamine)及びその塩類

(二) 化学名 一 一 ペンチル N 一 (キノリン 一 一 八 イ

ル) 一 一 H 一 インダゾール 一 三 一 カルボキサミド(通称名THJ)及びその塩類

(三) 化学名 エチル 一 一 一 (五)フルオロペンチ

ル) ーHーインダゾールー三ーカルボキサ  
 ミド」ー三ーメチルブタノアート(通称名五  
 FIAEB、五FIEEMBーPINACA)  
 及びその塩類

(四) 化学名 メチル二ー「二ー(四ーフルオロベンジ  
 ル)ー一Hーインドルー三ーカルボキサミ  
 ド」ー三ー三ージメチルブタノアート(通称  
 名MDMBーFUBICA)及びその塩類

二 失効の理由

当該事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有  
 効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に  
 規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医  
 療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成二  
 十八年厚生労働省令第百十六号)の施行により、医薬品、  
 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する  
 法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項  
 に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため。

三 失効年月日

平成二十八年七月二日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用につ  
 いては、なお従前の例による。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第二十二号

教 育 庁  
 教 育 事 務 所  
 教 育 庁 出 張 所

事 業 所  
 都 立 高 等 学 校  
 都 立 中 等 教 育 学 校  
 都 立 特 別 支 援 学 校  
 都 立 中 学 校

東京都教育委員会電子情報処理規程(平成八年東京都教  
 育委員会訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

東京都教育委員会

第二条第三号中「はん用」を「汎用」に改め、「(以下  
 「パソコン」という。)」を削り、同条第四号中「を処理  
 する」を「処理を行う」に改め、同条第六号中「システ  
 ム」の下に「及び情報通信技術」を加え、同条第九号中  
 「第二条第十三号」を「第二条第十四号」に改め、同号を  
 同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第  
 八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 情報通信技術 電子情報処理及び電子情報の通信を  
 行うための技術又はサービスをいう。

第六条の三を第六条の五とし、第六条の二を第六条の四  
 とし、第六条の次に次の二条を加える。

(情報企画指導主任の設置)

第六条の二 部に情報企画指導主任を置く。ただし、教育  
 長が情報企画指導主任を置く必要がないと認める部に  
 ついては、この限りでない。

2 情報企画指導主任は、教育長が任免する。  
 (情報企画指導主任の職務)

第六条の三 情報企画指導主任は、その所属する部におけ  
 る次の事項を取り扱う。

一 事業の企画及び実施における情報通信技術の利活用  
 促進に関すること。  
 二 前号に定めるもののほか、情報通信技術の利活用に  
 関し必要なこと。

訓 令 (選)

●東京都選挙管理委員会訓令第6号

東京都選挙管理委員会事務局

東京都選挙管理委員会電子情報処理規程(平成二十年東  
 京都選挙管理委員会訓令第1号)の一部を次のように改正  
 する。

平成二十八年七月一日

東京都選挙管理委員会

第二条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「情  
 報処理システム」の下に「及び情報通信技術」を加え、  
 「電子情報の」を「電子情報に関する」に改め、同号を第  
 二号とし、同号の次に次の二条を加える。

三 情報処理システム 電子計算機、端末装置、通信回  
 線等により、電子情報処理を行うシステムをいう。

四 情報通信技術 電子情報処理及び電子情報の通信を  
 行うための技術又はサービスをいう。

第二条第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加え  
 る。

六 電子計算機 演算装置、制御装置、記憶装置及び入  
 出力装置からなる電子情報処理装置をいう。  
 第六条の次に次の二条を加える。  
 (情報企画指導主任の設置)

第六条の二 東京都選挙管理委員会事務局に情報企画指導

主任を置く。  
 2 情報企画指導主任は、事務局長が任免する。

(情報企画指導主任の職務)

第六条の三 情報企画指導主任は、次の事項を取り扱う。

- 一 事業の企画及び実施における情報通信技術の利活用促進に関すること。
- 二 前号に定めるもののほか、情報通信技術の利活用に  
 関し必要なこと。

第十四条第二項中「第二条第十三号」を「第二条第十四号」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 訓令(人)

#### ●東京都人事委員会訓令第八号

東京都人事委員会事務局

東京都人事委員会電子情報処理規程(平成二十八年東京都人事委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

東京都人事委員会

第二条第三号中「情報処理システム」の下に「及び情報通信技術」を加え、同条第四号中「電子情報を処理する」

を「電子情報処理を行う」に改め、同条第十一号中「第二条第十三号」を「第二条第十四号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七号中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 情報通信技術 電子情報処理及び通信を行うための技術又はサービスをいう。

第八条を第八条の二とし、第七条中「東京都人事委員会事務局の長(以下「局長」という。)」を「局長」に改め、

同条を第八条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(情報企画指導主任の設置)

第七条 部に情報企画指導主任を置く。ただし、東京都人事委員会事務局の長(以下「局長」という。)が情報企画指導主任を置く必要がないと認める部については、この限りでない。

2 情報企画指導主任は、局長が任免する。

(情報企画指導主任の職務)

第七条の二 情報企画指導主任は、その所属する部における次の事項を取り扱う。

- 一 事業の企画及び実施における情報通信技術の利活用促進等に関すること。
- 二 前号に定めるもののほか、情報通信技術の利活用に  
 関し必要なこと。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 訓令(監)

#### ●東京都監査委員訓令第六号

東京都監査事務局

東京都監査委員電子情報処理規程(平成二十年東京都監査委員訓令第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

東京都監査委員 山 加 朱 美

東京都監査委員 吉 倉 正 美  
 東京都監査委員 友 淵 宗 治  
 東京都監査委員 筆 谷 勇

東京都監査委員 岩 田 喜美枝

第二条第三号中「コンピュータ等、基本ソフトウェアであるオペレーティングシステム(以下「OS」という。)、

ネットワークOS、プログラム等の全部又は一部により、データを処理する」を「電子計算機、端末装置、通信回線等により、電子情報処理を行う」に改め、同条第五号中「情報処理システム」の下に「及び情報通信技術」を加え、同条第八号中「第二条第十三号」を「第二条第十四号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 情報通信技術 電子情報処理及び電子情報の通信を行うための技術又はサービスをいう。

第六条の次に次の二条を加える。

(情報企画指導主任の設置)  
 第六条の二 局に情報企画指導主任を置く。

2 情報企画指導主任は、局長が任免する。

(情報企画指導主任の職務)  
 第六条の三 情報企画指導主任は、局における次の事項を取り扱う。

一 事業の企画及び実施における情報通信技術の利活用促進に関すること。

二 前号に定めるもののほか、情報通信技術の利活用に  
 関し必要なこと。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第六十七号

東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年七月一日

東京都交通局長 山手 齊

東京都交通局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都交通局電子情報処理規程(平成十九年交通局規程第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「情報処理システム」の下に「及び情報通信技術」を加え、同条第四号中「電子情報を処理する」を「電子情報処理を行う」に改め、同条第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 情報通信技術 電子情報処理及び電子情報の通信を行うための技術又はサービスをいう。

第七条の次に次の二条を加える。

(情報企画指導主任の設置)

第七条の二 部に情報企画指導主任を置く。ただし、局長が情報企画指導主任を置く必要がないと認める部については、この限りでない。

2 情報企画指導主任は、局長が任免する。

(情報企画指導主任の職務)

第七条の三 情報企画指導主任は、その所属する部における次に掲げる事務を取り扱う。

一 事業の企画及び実施における情報通信技術の利活用

促進に関すること。

二 前号に定めるもののほか、情報通信技術の利活用に関し必要なこと。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第三十一号

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年七月一日

東京都下水道局長 石原 清次

東京都下水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局電子情報処理規程(平成十九年東京都下水道局管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「情報処理システム」の下に「及び情報通信技術」を加え、同条第四号中「電子情報を処理する」を「電子情報処理を行う」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 情報通信技術 電子情報処理及び電子情報の通信を行うための技術又はサービスをいう。

第四条中「第二条第十二号」を「第二条第十三号」に改

める。

第十条の次に次の二条を加える。

(情報企画指導主任の設置)

第十条の二 部に情報企画指導主任を置く。ただし、部長が情報企画指導主任を置く必要がないと認める部につ

いては、この限りではない。

2 情報企画指導主任は、部の長が任免する。

(情報企画指導主任の職務)

第十条の三 情報企画指導主任は、その所属する部における次の事項を取り扱う。

一 事業の企画及び実施における情報通信技術の利活用促進に関すること。

二 前号に定めるもののほか、情報通信技術の利活用に関し必要なこと。

第十四条第二項中「第二条第十三号」を「第二条第十四号」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

平成二十八年七月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 名称 第二千三百三十二回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚

三 証券金額 一枚百円

四 発売期間 平成二十八年十月十二日から同月二十五日まで

五	当せん金の総額	発売総額に対して八千六百九十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千二十万一千二百九十二円
八	その他発売経費	発売総額に対して千二十六万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千三百三十三回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十八年十月十二日から同月二十五日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百四十五万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百二十六万九千四百六十円
八	その他発売経費	発売総額に対して千九百二十九万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千三百三十四回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	五億円 二百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十八年七月二十六日から同年十一月八日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二千二百四十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して四千五百十三万六千三百三十二円
八	その他発売経費	発売総額に対して千九百八十五万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千三百三十五回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十八年十一月九日から同月二十二日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百三十九万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百三十八万五千四百五十二円
八	その他発売経費	発売総額に対して千九百二十九万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千三百三十六回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	一億五千万円 百五十万枚
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	平成二十八年十一月九日から同月二十三日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して六千四百九十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千五百万五千九百五十二円
八	その他発売経費	発売総額に対して七百六十九万五千円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千三百三十七回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十八年十一月二十三日から同年十二月六日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百二十二万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百二十六万五千八百九十六円
八	その他発売経費	発売総額に対して千九百二十九万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。



八 その他発売経費 発売総額に対して五千五百五十八万円	七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して一億二千七百三十三万三千八百十二円	六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額 発売総額に対して六億四千九十万円	四 発売期間 平成二十八年十二月二十三日から平成二十九年一月十日まで	三 証券金額 一枚二百円	二 発売総額及び枚数 十四億円 七百万枚	一 名称 第二千三百三十九回東京都宝くじ	九 受託申請期限 平成二十八年七月十五日	十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。	八 その他発売経費 発売総額に対して三千二百十五万円	七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して四千五百六十一万四千三百四十円	六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額 発売総額に対して二億二千五百五十五万円	四 発売期間 平成二十八年十二月七日から同月二十五日まで	三 証券金額 一枚二百円	二 発売総額及び枚数 五億円 二百五十万枚	一 名称 第二千三百三十八回東京都宝くじ	
七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して五千四百四十九万円	六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額 発売総額に対して二億六千八百九十万円	四 発売期間 平成二十九年一月十八日から同月三十一日まで	三 証券金額 一枚二百円	二 発売総額及び枚数 六億円 三百万枚	一 名称 第二千三百四十一回東京都宝くじ	九 受託申請期限 平成二十八年七月十五日	十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。	八 その他発売経費 発売総額に対して千二百八十二万五千円	七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千五百二十五万八千三百三十二円	六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額 発売総額に対して一億七百四十万円	四 発売期間 平成二十九年一月十一日から同月二十四日まで	三 証券金額 一枚百円	二 発売総額及び枚数 二億五千万円 二百五十万枚	一 名称 第二千三百四十回東京都宝くじ		
五 当せん金の総額 発売総額に対して八千五百九十万円	四 発売期間 平成二十九年二月一日から同月十四日まで	三 証券金額 一枚百円	二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚	一 名称 第二千三百四十三回東京都宝くじ	十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。	九 受託申請期限 平成二十八年七月十五日	八 その他発売経費 発売総額に対して二千五百七十二万円	七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千六百六十万五千八百八円	六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五 当せん金の総額 発売総額に対して一億七千九百九十六万円	四 発売期間 平成二十九年一月十八日から同月三十一日まで	三 証券金額 一枚二百円	二 発売総額及び枚数 四億円 二百万枚	一 名称 第二千三百四十二回東京都宝くじ	十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。	九 受託申請期限 平成二十八年七月十五日	八 その他発売経費 発売総額に対して二千三百八十二万円	せん金支払手数料 万三千四百五十二円

六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千三十七万七千三百三十二円
八	その他発売経費	発売総額に対して千二十六万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千三百四十四回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	五億円 二百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十九年二月八日から同月二十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二千八百四十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して四千五百八十八万一千六百九十二円
八	その他発売経費	発売総額に対して千九百八十五万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千三百四十五回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十九年二月十五日から同月二十八日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百三十二万四千円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百四十七万二千二百十九円
八	その他発売経費	発売総額に対して千九百二十九万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千三百四十六回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	一億五千万円 百五十万枚
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	平成二十九年二月二十二日から同年三月七日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して六千三百四十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千五百十四万二千三十二円
八	その他発売経費	発売総額に対して七百六十九万五千円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千三百四十七回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十九年三月一日から同月十七日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百二十五万五千円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百六十二万六千八百八十四円
八	その他発売経費	発売総額に対して千九百二十九万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。
一	名称	第二千三百四十八回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	一億五千万円 百五十万枚
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	平成二十九年三月十五日から同月二十八日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して六千四百四十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千五百十七万七千六百七十二円
八	その他発売経費	発売総額に対して七百六十九万五千円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。

一 名称	第二千三百四十九回東京都宝くじ
二 発売総額及び枚数	四億円 二百万枚
三 証票金額	一枚二百円
四 発売期間	平成二十九年三月十八日から同月三十一日まで
五 当せん金の総額	発売総額に対して一億七千七百九十万円
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して三千六百万五 千三百七十二円
八 その他発売経費	発売総額に対して千五百八十八万 円
九 受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年七月一日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コウノトリしながわ

三 代表者の氏名

岡本 哲治

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区南品川五丁目十番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者等に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人免疫力を改善する友の会

三 代表者の氏名

森 孝明

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区西伊興三丁目十四番三号 サニーハイツ

二〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、免疫力低下による生活習慣病対策の啓蒙をし、がん疾患、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、生活習慣病などの、疾患者に対して生活機能の自立及び免疫力アップの助言、調査及び研究、学術公開セミナー、生活習慣病対策人材の育成、希望疾患者には電子波動器による体験も実施「経済産業省認定 JISC6310 低周波治療器」、機能性食物生産共

同開発等、国民の保険、医療、療養、福祉の増進と我が国の三大疾病の医療対策などへの推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

雑報

東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十八年七月一日

東京都職員共済組合

理事長 中 西 充

●東京都職員共済組合規程第十二号

東京都職員共済組合電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合電子情報処理規程(平成十七年東京都職員共済組合規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「情報処理システム」の下に「及び情報通信技術」を加え、同条第五号中「電子情報を処理する」を「電子情報処理を行う」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 情報通信技術 電子情報処理及び電子情報の通信を行うための技術又はサービスをいう。

第七条の次に次の二条を加える。

(情報企画指導主任の設置)

第七条の二 部に情報企画指導主任を置く。ただし、事務局長(以下「局長」という。)が情報企画指導主任を置く必要がないと認める部については、この限りでない。

2 情報企画指導主任は、局長が任免する。(情報企画指導主任の職務)

第七条の三 情報企画指導主任は、その所属する部における次の事項を取り扱う。

一 事業の企画及び実施における情報通信技術の利活用促進に関すること。

二 前号に定めるもののほか、情報通信技術の利活用に関し必要なこと。

第八条中「事務局長(以下「局長」という。)」を「局長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

当せん金付証券の発売委託について  
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。  
平成二十八年七月一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長代理 事務局長 岩 瀬 和 春

第七百一回全国自治宝くじ

十五億円 五百万枚

一枚三百円

平成二十八年十月十五日から同年十一月八日まで

発売総額に対して七億円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

発売総額に対して一億三百七十九万三千四百円

平成二十八年七月十五日

発売総額に対して一億二百万円

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称

発売総額及び枚数

二 証券金額

三 証券金額

四 発売期間

五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

一 名称

発売総額及び枚数

二 証券金額

三 証券金額

四 発売期間

第七百三回全国自治宝くじ

十一億円 五百五十万枚

一枚二百円

平成二十八年十月二十六日から同年十一月八日まで

一	名称	第七百六回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	十五億円 七百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十九年一月一日から同月十七日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して六億七千八百四十五万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億三千五百四十万四千四百六十円
八	その他発売経費	発売総額に対して九千五百五十万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七百七回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	三十億円 千万枚
三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	平成二十九年一月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して十四億二百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二億七百四十六万八千円
八	その他発売経費	発売総額に対して二億四百万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七百八回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	十五億円 七百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円

一	名称	第七百九回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	十一億円 五百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十九年二月一日から同月十四日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して四億九千九百四十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して九千九百五十二万八千二百六十四円
八	その他発売経費	発売総額に対して六千七百七十万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七百十回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	十五億円 五百万枚
三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	平成二十九年二月一日から同月二十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して七億五百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億二百七十二万四千二百円
八	その他発売経費	発売総額に対して一億二百万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七百十一回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	十一億円 五百五十万枚

三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十九年二月一日から同月二十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して四億九千九百四十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して九千九百六十四万七千六十四円
八	その他発売経費	発売総額に対して六千七百十万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七百十三回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	二十七億円 千三百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十九年三月十八日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して十二億二千四十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二億四千四百一十八万八千八百八十円
八	その他発売経費	発売総額に対して一億六千四百七十万円
九	受託申請期限	平成二十八年七月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 五〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

